

高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備等の特別償却及び特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表  
(措法44の2、措法44の3、旧措法44の2)

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

特別償却の付表(九) 平十三・四・一以後終了事業年度分

特別償却の種類	1	44条の2第1項 44条の3第( )項 旧44条の2第( )項	44条の2第1項 44条の3第( )項 旧44条の2第( )項	44条の2第1項 44条の3第( )項 旧44条の2第( )項
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 高度技術産業用設備等の種類等	3	( )	( )	( )
高度技術産業用設備等の名称	4			
資産の用途	5			
設置した工場、研究所等の名称	6			
同上の所在地	7			
取得等年月日	8	平 . .	平 . .	平 . .
事業の用に供した年月日	9	平 . .	平 . .	平 . .
購入先	10			
取得価額	11	円	円	円
基準取得価額割合	12	$\frac{75又は100}{100}$	$\frac{75又は100}{100}$	$\frac{75又は100}{100}$
基準取得価額 (11) × (12)	13	円	円	円
特別償却率	14	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$
特別償却限度額 (13) × (14)	15	円	円	円
償却・準備金方式の区分	16	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件	高度技術産業集積活性化計画等の同意等年月日	17	昭平 . .	昭平 . .
	同上から取得等までの期間	18		
	特定高度技術産業集積地域等の名称	19		
要件	(事業指定告示の該当番号)	20	( )	( )
	研究所用の建物及びその附属設備以外のものにあつては、法人の営む事業が高度技術工業に該当する旨の事項	20		
等	(資産指定告示の該当番号)	21	( )	( )
	事業の用に供した特定事業用資産の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項	21		
等	高度技術産業用設備等の取得価額の合計額等	22		円
等	その他参考となる事項	23		

## 特別償却の付表（九）の記載の仕方

- 1 この付表（九）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の2《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備等の特別償却》若しくは第44条の3《特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却》又は平成13年改正前の租税特別措置法（以下「平成13年旧措置法」といいます。）第44条の2《高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、高度技術産業用設備若しくは特定事業用資産又は高度技術工業用設備（以下「高度技術産業用設備等」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「特別償却の種類1」は、措置法第44条の2若しくは第44条の3又は平成13年旧措置法第44条の2のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、それぞれの該当項を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、高度技術産業用設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「高度技術産業用設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、高度技術産業用設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、その高度技術産業用設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「高度技術産業用設備等の名称4」には、高度技術産業用設備等に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「資産の用途5」には、例えば「工場用」、「研究所用」、「開発研究用」等の用途を記載します。
- 7 「設置した工場、研究所等の名称6」には、高度技術産業用設備等を設置した工場、研究所、作業場等の名称を記載します。
- 8 「取得価額11」には、高度技術産業用設備等の取得価額を記載します。

ただし、その高度技術産業用設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 9 「基準取得価額割合12」の分子は、対象資産が措置法第42条の4第2項に規定する中小企業者等以外の法人が取得等をした同法第44条の2第1項に規定する高度技術産業用設備である場合には「75」を○で囲み、それ以外の場合には「100」を○で囲みます。
- 10 「特別償却率14」の分子には、措置法第44条の2第1項若しくは第44条の3第1項各号若しくは第2項又は平成13年旧措置法第44条の2第1項各号若しくは第2項の規定の区分及び資産の種類並びに取得等の時期の区分に応じ、その適用される特別償却率を記載します。
- 11 「償却・準備金方式の区分16」は、その高度技術産業用設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 12 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「高度技術産業集積活性化計画等の同意等年月日17」には、高度技術産業用設備にあっては高度技術産業集積活性化計画の同意年月日を、特定事業用資産にあっては集積促進計画の承認年月日を、高度技術工業用設備にあっては開発計画の当初の承認年月日を記載します。

ただし、対象となる地域が変更承認に係るこれらの計画において新たに特定事業集積促進地域又は高度技術工業集積地域に該当することとなった地域である場合には、その変更承認の年月日を記載します。
  - (2) 「特定高度技術産業集積地域等の名称19」には、例えば「西播磨テクノポリス地域」等のように特定高度技術産業集積地域若しくは特定事業集積促進地域又は高度技術工業集積地域の名称を記載します。
  - (3) 「研究所用の建物及びその附属設備以外のもの」にあっては、法人の営む事業が高度技術工業に該当する旨の事項20には、高度技術産業用設備又は高度技術工業用設備が研究所用の建物及びその附属設備以外のものに該当する場合に、法人の営む事業が高度技術工業に該当する旨の事項を記載するほか、（ ）内にその高度技術工業の指定告示の該当番号を記載します。
  - (4) 「事業の用に供した特定事業用資産の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項21」には、事業の用に供した特定事業用資産の仕様、性能、型式等その資産が特定事業用資産に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載するほか、指定告示に定める特定事業用資産については、（ ）内にその指定告示の別表に記載された該当番号を記載します。
  - (5) 「高度技術産業用設備等の取得価額の合計額等22」には、措置法第44条の2の規定の適用を受ける場合には機械及び装置1台又は1基の取得価額及びその特定高度技術産業集積地域において当期に事業の用に供した工場用又は研究所用の建物及びその附属設備の取得価額の合計額を、措置法第44条の3の規定の適用を受ける場合にはその適用を受けようとする一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額、機械及び装置1台又は1基の取得価額並びに器具及び備品1台又は1基の取得価額を、平成13年旧措置法第44条の2第1項の規定の適用を受ける場合にはその高度技術工業集積地域内において当期に事業の用に供した高度技術工業用設備の取得価額の合計額をそれぞれ記載します。
  - (6) 「その他参考となる事項23」には、措置法第44条の3第2項の規定の適用を受ける場合には租税特別措置法施行令第28条の6第4項各号に定める要件を満たす旨その他その資産が高度技術産業用設備等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。